改正後全文

千葉市障害支援区分認定要領

（目　的）

第１条　この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年１月２５日政令第１０号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年２月２８日厚生労働省令第１９号。以下「規則」という。）、千葉市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成１８年千葉市条例第１３号）、千葉市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成１８年千葉市規則第２９号。以下「市規則」という。）及び各関係法令の定めるところのほか、法第４条に定める障害支援区分の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査を実施する者）

第２条　法第２０条第２項に定める調査（以下「調査」という。）を実施する者は、原則として障害支援区分の認定の対象者（以下「対象者」という。）から申請のあった各区高齢障害支援課（以下「ケース担当区」という。）の職員及び当該区の障害福祉サービス等利用支援コーディネーターとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は当該各号に定める者に調査を委託することができる。

（１）対象者の居住地が、千葉県外の指定障害者支援施設等の遠隔の地であり本市職員が当該地へ出張した際の旅費の金額等を勘案し規則第９条の各号に掲げる者に調査を委託することが適切と認められる場合、当該規則第９条各号に掲げる者

（２）第１号に掲げる場合を除き規則第９条第２号に該当する場合、当該規則第９条第２号に掲げる者

２　前項各号の規定により調査を委託する場合、当該委託に係る庶務については、ケース担当区の依頼を受け障害福祉サービス課が行うこととする。

３　ケース担当区は、前項の依頼を行う場合、障害支援区分認定調査委託依頼書（様式第１号）を障害福祉サービス課長あてに提出しなければならない。

（調査員証の携行）

第３条　調査を実施する者は、障害支援区分認定調査員証（様式第２号）を携行し、訪問時に提示しなければならない。

（調査に用いる書類）

第４条　調査に用いる書類は次の各号に掲げる書類とする。

（１）概況調査票（様式第３号）

（２）認定調査票（様式第４号）

（３）医師意見書（規則様式第１号）

（医師意見書）

第５条　ケース担当区は、対象者から介護給付の申請があった場合、対象者の主治の医師に対して医師意見書作成依頼書（様式第５号）により医師意見書の作成を依頼する。

２　ケース担当区は、前項の規定に関わらず、対象者に主治の医師がないと認める場合、医師に対し、検診依頼書兼医師意見書作成依頼書（様式第６号）により、医師意見書の作成に加え対象者の検診を依頼することができる。

３　前項に定める医師は、原則として本市の定める協力医とする。

（障害支援区分の変更）

第６条　法第２４条第４項に定める「必要があると認めるとき」とは、現在の障害支援区分の認定日から概ね３か月が経過し、対象者の心身の状態が当該認定の際のそれと相当程度変化したときとする。ただし、ケース担当区の高齢障害支援課長が特に必要と認める場合はその限りでない。

（他市町村からの転入者）

第７条　ケース担当区は、対象者が他市町村から本市に転入した際、当該対象者が既に障害支援区分の認定を当該他市町村から受けている場合については、当該障害支援区分の認定結果に基づき、調査を実施することなく障害支援区分を認定することができる。

２　前項に規定するところにより障害支援区分を認定しようとするときは、転出元の市町村に対し、障害支援区分の認定に係る資料の提供を依頼することとする。

（他市町村への転出者）

第８条　ケース担当区は、対象者が他市町村へ転出する際、対象者の同意を得られた場合に限り、障害支援区分の認定に係る情報を当該他市町村へ提供するものとする。

２　前項の情報提供は、障害支援区分認定証明書（様式第７号）によるものとする。ただし、同様式の記載事項以外の情報が必要と認められる場合については、対象者の同意を得られた場合に限り、当該情報を転出先の市町村へ提供することができる。

（情報の公開）

第９条　ケース担当区は、対象者から障害支援区分認定に係る資料の公開を求められた場合について、千葉市情報公開条例（平成１２年４月３日条例第５２号）、千葉市情報公開条例施行規則（平成１２年９月１日規則第９５号）他各関係法令に基づき、原則として当該情報を公開することとする。

２　前項に定めることのほか、障害支援区分の認定に係る情報の公開については別途保健福祉局長が定める。

（雑則）

第１０条　その他障害支援区分の認定に関することについては、別途保健福祉局長が定める。

（附則）

　この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

（附則）

　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

（附則）

（施行期日）

１　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の日の前に、改正前の要領の規定により市長が行った決定又はこれらの者に対して行われた申請若しくは届出で、この要領施行の際現に効力を有するものは、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

３　この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

（附則）

（施行期日）

１　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の日の前に、改正前の要領の規定により市長が行った決定又はこれらの者に対して行われた申請若しくは届出で、この要領施行の際現に効力を有するものは、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

３　この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

（附則）

（施行期日）

１　この要領は、令和２年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。